

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年5月28日 静岡地方法務局清水出張所 登記官 杉山賀彦

記

意見又は資料の提出先

〒420-8650

静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎

静岡地方法務局不動産登記部門所有者不明土地対策室

電話：054（254）3555

| 手続番号 | 表題部所有者不明土地に係る所在事項 | 地目 | 地積 (㎡) |
|------------------|--------------------|----|--------|
| 第0806-2024-4033号 | 静岡市清水区駒越中二丁目1621番1 | 墓地 | 19 |
| 第0806-2024-4034号 | 静岡市清水区駒越中二丁目1645番1 | 墓地 | 6・61 |